

「令和6年能登半島地震」災害義援金申受要領

1. 義援金の使途 被災地の一日も早い復旧・復興のため、「①被災事業者の事業再開」「②被災商工会議所の再建」「③観光回復等に係る事業」に活用します。

2. 義援金募金額 1口1万円以上でお願いします。

3. 募集期間 2024年2月13日(火)～2月26日(月) ※締切日厳守

4. 申し受け要領

(1) 義援金をご応諾いただく場合は、必ず別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月26日(月)までに、FAXにてご連絡ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月26日(月)までに、次ページの指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

(3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要となる費用として活用させていただく予定です。

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等(資本金の額+資本準備金の額)×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額(法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額)×100分の2.5〕×4分の1=〔損金算入限度額〕

計算例：期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5〕×4分の1=〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(県市町村)への募金をご検討いただけますと幸いです。

(4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

5. 振込先口座（下記のいずれかの口座にお振込みください）

（1）金融機関名：千葉銀行（0134） 支店名：館山支店（224）

預金種別：普通預金 口座番号：1006504

口座名義人：館山商工会議所 専務理事 上野 学（ウエノ マナブ）

（2）金融機関名：館山信用金庫（1264） 支店名：本店（001）

預金種別：普通預金 口座番号：0320017

口座名義人：館山商工会議所 経理責任者 上野 学（ウエノ マナブ）

<お問合せ>

館山商工会議所 TEL：22-8330 FAX：23-4011